

沖縄県医療計画に関する施策評価実施要綱

〔平成31年4月9日 保健医療部長決定〕

〔令和6年7月17日 改正〕

(目的)

第1条 この要綱は、県民に対する良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するための計画である沖縄県医療計画（以下「計画」という。）における施策の進捗状況の把握及び評価（以下「施策評価」という。）に関する基本的な事項を定めることにより、計画を着実に推進することを目的とする。

(施策評価の対象)

第2条 施策評価の対象は、次のとおりとする。

- (1) 計画に定める指標
- (2) 指標の目標達成を図るために実施する個別施策

(施策評価の種類及び内容)

第3条 施策評価の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 毎年度の施策の進捗状況の評価
がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療、新興感染症発生・まん延時における医療、及び及び在宅医療（以下「5疾病・6事業及び在宅医療」という。）について、施策の進捗状況の把握及び評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行う。
- (2) 中間評価
計画の3年目において、5疾病・6事業及び在宅医療その他必要な事項における施策全体の達成状況について評価を行い、必要に応じて施策の見直し及び計画を変更する。
- (3) 最終評価
計画の6年目において、計画に定める事項における施策全体の達成状況について評価を行い、次期計画の施策に反映する。

(施策評価結果の公表)

第4条 施策評価の結果は、県のホームページで公表するものとする。

(実施要領)

第5条 施策評価の実施に関して必要な事項については、別に要領を定めるものとする。

(制度の改善)

第6条 施策評価の方法については、必要に応じ改善を図るものとする。

(庶務)

第7条 施策評価の実施に係る庶務は、保健医療部医療政策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成31年4月9日から施行する。

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。